

---

◎議案第35号、第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（土屋清武君） 日程第4、議案第35号 平成29年度松崎町温泉事業会計収入支出決算の認定について、日程第5、議案第36号 平成29年度松崎町温泉事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

- 町長（長嶋精一君） 議案第35号 平成29年度松崎町温泉事業会計収入支出決算の認定について。議案第36号 平成29年度松崎町温泉事業会計未処分利益剰余金の処分について。一括して詳細は担当より説明申し上げます。

（生活環境課長 鈴木 悟君 説明）

- 議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

- 2番（伴 高志君） 温泉事業はやっぱり他会計への貸付もありますし、やっぱりいろいろと温泉の個人の利用が減っている中で利用ということがこれからも大事なことになるかなと考えているんですけども、16ページで説明がありまして、町で管理している温泉の温度と湯量ということが書いてありますけれども、やっぱりこちらを見ても那賀の花畑のところは温度も高く湯量もあるということがありまして・・・、これは決算ですから、これからの予算的なことの話ではないですけども、あそこにかかっている費用はどういうふうになりますか。

説明をお願いしたいんですけども・・・。

- 生活環境課長（鈴木 悟君） こちらの町営9号、那賀の花畑のところの源泉につきましては、自噴でございますので、電気料とかそういったものはかかっておりません。

- 議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより議案第35号 平成29年度松崎町温泉事業会計収入支出決算の認定についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第35号 平成29年度松崎町温泉事業会計収入支出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(土屋清武君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第36号 平成29年度松崎町温泉事業会計未処分利益剰余金の処分についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第36号 平成29年度松崎町温泉事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(土屋清武君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

午後 1 時まで休憩します。

(午前 1 1 時 4 5 分)

---